



●介護保険課 kaigo@city.ishikari.hokkaido.jp
●国民健康保険課 kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp

介護保険利用者負担 限度額の認定

介護保険施設に入所または短期入所利用者の居住費や食費の負担限度額は、本人および世帯員の市民税課税状況と所得に応じて設定されます。

対象 市民税非課税世帯の方

※すでに認定証をお持ちで継続利用する場合は、毎年7月末までに更新申請が必要

申請に必要な物 申請書・介護保険被保険者証

申込・問合せ 介護保険課

☎72・6121

社会福祉法人等利用者 負担限度額の軽減

社会福祉法人および市に申し出のあった訪問介護(介護予防)事業者で介護保険サービスを受けている方の利用者負担割合を、本人および世帯員の収入状況等にに応じて4分の3に軽減します。

対象サービス 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・介護老人福祉施設

対象 次のすべてに該当する方
①市町村民税非課税世帯の方

②世帯の年間収入が150万円以下(世帯員が一人増えるごとに50万円加算)の方

③世帯の預貯金等の額が350万円以下(世帯員が一人増えるごとに100万円加算)の方

④自宅など日常生活に必要な資産以外に資産がない方

⑤介護保険料を滞納していない方

※すでに確認証をお持ちで継続利用する場合は、毎年7月末までに更新申請が必要

申請に必要な物 申請書・介護保険被保険者証・預貯金通帳等・年金支払通知書等

申込・問合せ 介護保険課

☎72・6121

国民健康保険

【国民健康保険高齢受給者証の更新】

同証の有効期限は7月31日までは、対象者の方には7月下旬に受給者証を郵送します。

対象 昭和7年10月1日〜12年7月1日生まれの方(70歳以上の方)

(老人保健法に該当する方を除く)

【国民健康保険限度額適用認定証の更新】

同証の有効期限は7月31日までです。認定証の交付を引き続き希望の方は、国保被保険者証を持参の上、申請してください。

対象 老人保健法に該当する方を除く70歳未満の方

【国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の更新】

標準負担額減額認定証の更新

同証の有効期限は7月31日までです。認定証の交付を引き続き希望する方は、国保被保険者証(70歳以上の方は国保高齢受給者証も)持参の上、申請してください。なお、過去1年間の入院日数が90日を超える場合は、入院期間が確認できるもの(領収書等)も持参ください。 ※世帯の住民税課税状況変更により該当にならない場合あり

対象 住民税非課税世帯に属する70歳以上の高齢受給者および70歳未満の方(老人保健法に該当する方を除く)

※有効期限満了の受給者証・認定証は返却願います(郵送可)

※老人保健法が適用になっている方についても同様の制度があります。詳細は市民課医療給付担当

(☎72・3125)まで

申請・問合せ 国民健康保険課

☎72・3123 厚田支所市民福祉課 ☎78・2886 浜益支所市民福祉課 ☎79・2112

国民健康保険税の減免

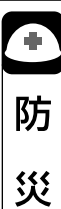
国保に加入の方が平成19年1月1日以降に失職、退職、負傷疾病などで世帯の合計所得が半分以下となるものが想定される場合、国保税の一部が減免になる場合

がありますので、ご相談ください。

【国保税の未納はありませんか】

未納が続くと保険証や給付の差し止め、給与、不動産など財産の差押えを執行することがあります。速やかにご相談いただくか納付をお願いします。

問合せ 国民健康保険課 ☎72・3123 厚田支所市民福祉課 ☎78・2886 浜益支所市民福祉課 ☎79・2112



防災

定期普通救命講習会

対象 中学生以上の市民、市内勤務者

日時 7月15日(日)9時〜12時

持ち物 筆記用具

費用 無料

申込方法 事前電話申込

場所・申込・問合せ 石狩消防署

警備課 ☎74・7024

危険物取扱者・消防設備士試験

試験日 9月2日(日)

受付期間 7月10日(火)〜18日

(水) ※願書は消防署にあります

試験地 札幌市ほか

試験種類 ①危険物取扱者試験

甲種、乙種(第1〜6類)、丙種

②消防設備士試験 甲種(第1〜5類)、乙種(第1〜7類)

花川南・親船出張所廃止に係る住民説明会

予想を超える財政環境の悪化に伴い、これまで以上に財政面の視点に立った改革が求められていることを背景に、市では現在「財政再建計画」や「行政改革大綱」を進めています。

その中で、花川南・親船の両出張所は平成20年3月末で廃止する予定とされています。このことについて、地域の皆様のご理解をいただくために説明会を開催しますので、ご参加ください。

【日時・場所】

7月9日(月)	19:00〜	ひまわり会館
7月10日(火)	19:00〜	花川南会館
7月11日(水)	19:00〜	パストラル会館
7月12日(木)	18:30〜	弁天会館

閩市民課 ☎72-3165 ☎75-2271
✉shimin@city.ishikari.hokkaido.jp





●地域活力政策室 chiiki-k@city.is hikari.hokkaido.jp
●市選挙管理委員会事務局 senkyo@city.is hikari.hokkaido.jp

市民の声を活かす条例 審議会のうごき

公開される審議会の開催予定は、石狩市掲示板「あい・ボード」・市役所1階情報公開コーナー・石狩市ホームページ・北海道新聞地方版などで、その都度お知らせしています。また、審議会の議事録は、市役所1階情報公開コーナーで閲覧できます。

●5月の審議会開催状況

開催日	審議会名称(担当課)	主な議題	公開区分	傍聴者数
18	第1回奨学審議委員会(学校教育課)	平成19年度奨学生の選考について	非公開	—
22	第1回社会福祉審議会(福祉総務課)	①石狩市総合保健福祉センター等使用料の改定について(諮問) ②石狩市家族介護慰労金支給事業廃止について(諮問) ③いしかり保育所再編プランについて(諮問)	公開	1
25	第3回厚田区地域協議会(厚田支所地域振興課)	地域振興事業について	公開	0
29	第1回行政評価委員会(行政経営推進室)	施策評価について	公開	0
29	平成19年第2回水道事業運営委員会(業務課)	第三者委託について	公開	12
	介護認定審査会(介護保険課)	要介護認定の審査、判定(5月中6回開催)	非公開	—

図協働推進・男女共同参画担当 ☎72-3246
✉kyoudou@city.is hikari.hokkaido.jp

時間外納付・相談窓口のご案内

休日や夜間でなければ納付や相談ができない方のために、毎月第4木曜(祝日の場合は金曜)と第4日曜に、市税等の納付・相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

7月の納期限

固定資産・都市計画税(第2期) 納期限:31日(火)
国民健康保険税(第2期) 納期限:31日(火)
上下水道使用料(6月分) 納期限:10日(火)

7月の時間外納付・相談窓口

【時間外納付・相談日】

22日(日) 10:00~15:00
26日(木) 17:15~20:00

【納付・相談窓口】

市税関係 納税課(1階) ☎72-3118
国民健康保険税 国民健康保険課(1階) ☎72-3123
上下水道使用料 業務課(2階) ☎72-3133

※厚田・浜益支所では時間外窓口は開設していません

市税等の納期限内納付にご協力ください

そのほか

参議院議員通常選挙

問合せ 石狩消防署予防課
☎74-7165

【投票所の変更】

参議院議員通常選挙から次のとおり投票所が変更となります。

投票区 19投票区(変更前)望来会館(厚田区望来76・1)↓(変更後)望来コミセン(みなくる)(厚田区望来27・7)
問合せ 市選挙管理委員会事務局 ☎72-3146

CBモデル事業決定

地域の課題やニーズに対応した

「地元食材を使ったハンバーガーを発売・販売」
事業者 北海道いしかりハンバーガーFC(☎64-2567 中島さん)
石狩産の食材を使ったオリジナルハンバーガーを開発。既存の市内飲食店5店舗や地域のお祭りなどの各種イベントで販売します。地域の特産品として観光振興にも寄与します。

「コミュニティレストランを開店」
事業者 地域食堂「ぎずな」(☎60-2722 羽田さん)
地元食材を活用し、地域の高齢者が1人でも安心して食事のできるレストラン。非プロの学生や主婦が調理する「ワンデイシェフ方式」を採用、家庭的なランチを提供します。※9月下旬開店予定
問合せ 地域活力政策室 ☎72-3669



「北海道ブロック 仕事と生活の調和推進プログラム」が策定に

「北海道ブロック 仕事と生活の調和推進会議」では、労働者が仕事と生活の調和を図りながら、意欲に満ちて元気に働くことができるように次の提言をまとめました。

◎年次有給休暇の取得促進に取り組もう ◎単身赴任者が家族と共に過ごす時間を確保しよう
◎残業はやむを得ず臨時に行うものであるという企業風土を作ろう ◎週休2日制の導入促進により所定労働時間を削減し、北海道の地域特性に合わせて労働時間を効率的に配分しよう

全国安全週間

◎仕事と生活の調和を図るための企業環境を整備しよう ◎仕事と生活の調和を図るための社会的気運を醸成しよう
問合せ 北海道労働局 ☎011-709-2311(内線3534)

厚生労働省では、「人命尊重」という基本理念の下、産業界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため「組織で進めるリスクの低減 今一度確認しよう安全職場」をスローガンに、7月1日〜7日を「全国安全週間」としています。ご協力をお願いします。
問合せ 札幌中央労働基準監督署 ☎011-281-4270